処方箋、指示書又は	指示書又は
令第七十四条第一項	令第七十四条の三第一項
法第五十六条の二第二項第一号	法第六十五条の五において準用する法第五十六条の二第二項第一号
医薬品	再生医療等製品
法第五十六条の二第二項第二号	法第六十五条の五において準用する法第五十六条の二第二項第二号
法第五十六条の二第一項	法第六十五条の五において準用する法第五十六条の二第一項
法第五十六条の二第三項第二号	法第六十五条の五において準用する法第五十六条の二第三項第二号
次の表の上欄に掲げる医薬品（これらに準ずるものを含む。）に応じ、それぞれ同表の下欄に定める使用数量	当該再生医療等製品の用法及び用量からみて一月間の使用数量
法第五十六条の二第三項第二号	法第六十五条の五において準用する法第五十六条の二第三項第二号
前項の表の上欄に掲げる医薬品（数量にかかわらず医薬品を自ら使用する目的で輸入する場合に該当するか否かについて確認する必要があるものを除く。）で、それぞれ同表の下欄に定める使用数量	当該再生医療等製品の用法及び用量からみて一月間の使用数量
医薬品	再生医療等製品
法第十四条、第十九条の二、第二十三条の二の五若しくは第二十三条の二の十七の承認又は第二十三条の二の二十三の認証	法第二十三条の二十五又は第二十三条の三十七の承認
承認又は認証	承認

第二百十八条の二の三第一項	第二百十八条の二の三第二項
第二百十八条の二の四第一項	第二百十八条の二の四第二項

第九章　医薬品等の安全対策

（情報の収集に協力するよう努めなければならない者）

第二百二十八条の十の二　法第六十八条の二第二項の厚生労働省令で定める者は、次に掲げる者とする。

一　医学医術に関する学術団体

二　診療又は調剤に関する学識経験者の団体その他の医薬関係者の団体

三　私立学校法（昭和二十四年法律第二百七十号）第三条に規定する学校法人

（新設）	（新設）
（新設）	（新設）
（新設）	（新設）
（新設）	（新設）
（新設）	（新設）
（新設）	（新設）
（新設）	（新設）
（新設）	（新設）
（新設）	（新設）
（新設）	（新設）
（新設）	（新設）
（新設）	（新設）

第九章　医薬品等の安全対策

（新設）